

有効期間満了日 令和13年3月31日  
熊運免第227号  
令和7年6月13日

### 道路交通法施行規則等の改正に伴う運用上の留意事項について（通達）

令和6年11月13日に公布された道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第98号。以下「改正府令」という。）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和6年国家公安委員会告示第48号）の趣旨及び内容については、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について（通達）」（令和7年6月13日付け熊運免第226号）で示したところであるが、改正に伴い、総排気量125cc以下の二輪車の最高出力を現行の原付と同等レベルの4.0キロワット以下に制御した二輪車（以下「新基準原付」という。）を原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）で運転することができるようになるところ、これに係る運用上の留意事項については別添「道路交通法施行規則等の改正に伴う運用上の留意事項について（通達）」（警察庁丁運発第148号、丁交企発第93号、丁交指発第71号、丁規発第82号）のとおりであるので、改正府令が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようになされたい。

※ 別添「道路交通法施行規則等の改正に伴う運用上の留意事項について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。